

第30回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年12月5日 午後1時28分～午後3時13分

場 所 中央公民館 視聴覚室

出欠者 出席者 16名 欠席者 0名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第1号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定について

報告 第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について

報告 第3号 一時転用の届出について

議案 第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について

議案 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（16名）

1 番	吉田 孝行	2 番	中村 伸秀
3 番	松永 博視	4 番	岡本 義照
5 番	近藤 茂	6 番	井寺 知江子
7 番	成清 輝美	8 番	角 豊明
9 番	中村 浩章	10 番	北原 良輝
11 番	城戸 慎吾	12 番	溝口 弘之
13 番	城戸 孝行	14 番	富安 春二
15 番	古賀 重満	16 番	坂本 好教

本会議に欠席した農業委員（0名）

会議に出席した事務局職員

事務局長 田中幸裕

課長補佐兼担当係長 中村敏和

午後1時28分 開会

○事務局

皆さんこんにちは、お時間前ではございますけれども皆さんお揃いですので始めさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。（はい。）よろしくお願ひ致します。それでは、すいません、議案書の中でちょっと記入が抜けていたところがありますので、お願ひ致します。（追記を依頼）すいません。ではここからは会長お願ひします。

○議長

皆さん改めましてこんにちは。今年最後の農業委員会総会でございます。お忙しいでしょうけれども、コロナのこともあります、無事に、スムーズに進行しますようにご協力をよろしくお願ひ致します。それでは只今から第30回農業委員会総会を始めさせていただきます。

次に注意事項でございます。新型コロナウイルス感染症の対策として出来るだけ短時間での総会となるよう事務局からの説明は簡潔にお願いを致します。また、発言される委員は議長の許可を得てから、議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響のないご質問につきましては最後の協議事項の際にお願い致します。

本日の議事は、報告事項が3件、議案が4件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願い致します。

次に、議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には、1番の吉田孝行委員、2番の中村伸秀委員にお願いを致します。

それでは、報告事項に入ります。報告第1号から第3号について続けて事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それではコロナ警報もまた出てしまいましたので、なるべく簡潔に説明させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。議案書の1ページでございます。

報告第1号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定について でございます。

認定農業者に関する報告でございまして、今回再認定が10経営体12名、そして2ページでございますが、新規が5経営体7名、全部で15経営体が令和4年の11月1日付けで市の認定となっております。また、県の認定は2経営体4名が再認定となっております。現在の認定農家総数としましては下の方に書いておりますけれども、市の認定が152経営体、県と国の認定が併せて21経営体、合計の173経営体が現在の認定農家の数ということでございます。続きまして議案書の3ページをお願い致します。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について でございます。

利用権の解約2件でございます。第1項志の田1筆は3条で売買を出されるための解約でございます。第2項富久の田2筆は利用権設定による耕作者変更のための解約でございます。続きまして議案書の4ページをお願い致します。

○事務局

それでは議案書4ページ、

報告第3号 一時転用の届出について でございます。

第1項、契約は使用貸借、所在は前津、面積合計の5,647㎡ですね。一時転用で用途はそこに書いておりますように仮設事務所及び資機材置場、申請事由は八女県土整備事務所発注の道路工事及び筑後市発注の下水道工事における仮設事務所設置及び資機材置場として利用するためとなっております。場所の確認をお願いします。地図の

1 ページをご覧ください。(地図により位置説明) 一時転用期間が11月の1日から翌年の1月31日の3ヶ月間と3ヶ月以内であることから、一時転用の届け出となっているものです。説明は以上です。

○議長

ありがとうございました、これで報告事項を終わります。(ちょっと、いっちょ良かですか。) どうぞ。

○委員(13番)

この報告1号でですね、これはこしこ作って、あの経営面積でしょう。

○事務局

これは認定するときの計画の目標面積です。農業経営改善計画っていう改善する点で作付け目標としては、目標とする規模をここで出させてもらってます。

○委員(13番)

あのですね、4-24の_____君ですかね、54で鶴田でイチゴ50aってあるんですけど、これは本人が作ってないんですよ。多分ちょっと菊作りよったけんですね。近所の者に聞いたら誰かに貸しとっとやろち言うたけんですね。こういう場合でも通るとですか。イチゴは全然作っとらんじゃろちは聞いたんですよ。近所の者からですね。イチゴ50aになつとるけん、イチゴは作りよつとかち、んにゃイチゴは作りようらんばんちゅうて、菊も多分2反かそんくらいしか作りようらんはずやんけんですね、だけんてちょっと尋ねたとばってんですね。誰かに貸しとるとやろちその者は言うたけんですね。

○事務局

今現時点でどうかっていうのは分らないんですけども、菊からですねイチゴに転換の計画、現時点でイチゴを1坪も作りようらんでもその作物転換を計画として認定されればそれはそれで認定できるはずですよ。

○委員(13番)

ばってん、誰かに、がイチゴ作っとじゃなかのち聞いた者が言うたけんですね。

○事務局

あくまでこの認定計画は、この場合でいけば_____さん、認定農家とその家族ですね、同一経営体の方が作付けをされる分しか認定しませんので計画書の中ではそうになっているはずですよ。それが実行できらっしゃれんやったらばですね、5年間の中の

年度計画がありますんで、その計画の中でうまく行きようならなら指導したり、若しくは最終的に出来んやったら次の認定が出来ないよっていうことに、

○委員（13番）

多分、7反か8反くらいあるとはあつとばってん、もう経営がうまくいかんで……近頃作りようなんですもんね。……弟がとまとば2～3年ぐらい作ったかな、ばってんもうそれも止めとるち話やったけんです。イチゴちあらちち思ったけんです

○事務局

一応、JAさん、筑後地区センターとか筑後支店ですね、とかも入って、そして基本的なところでは認定は通っている、11月1日現在で認定通っているので計画自体はそうおかしくない計画を作ってはあります。ただこれが完了は。

○委員（13番）

多分本人はイチゴは作らんめち聞いたけんです。

○委員（12番）

すいません古川担当なので。（はいどうぞ。）実際先ほど言われたように私もこのイチゴ50aということで本人全然イチゴ作つとらんとにっていうことで感じましたんで、果たして5年間の内にイチゴを作るんだらうかと疑問は残りますね。イチゴで大体500坪ぐらいは八女市の新規就農者に貸してあります。（今がですね。）

○事務局

この方に限らず、草花も含めて花卉類が非常に厳しい状況に合って作物転換は進んでいるようで、菊にしてもそうですけども、この手の認定っていうのは、ぼちぼち増えてくるのかなと、そうしたときに作物転換も計画の一つではありますんで今まだされてないけれども切り替えるよというのも含めてですね。

○委員（12番）

それは、検証とかするんですかね、2年目とか3年目とかに。

○事務局

認定農家の制度自体はですね、5年後の時にどこまで達成したかで再認定できるかできないかなんですけれども、一応中間年で確認するようにはなってます。中間年での確認作業は農政課の方で任意でやっている作業ですね。

○委員（13番）

分りました。ありがとうございました。

○委員（４番）

ちょっとよかですか。（はい。）この新規認定の場合も５年。新規に新しくすっでしようが。そうした場合は５年ですか。認定受けてOKになったら。

○事務局

認定の期間は５年間で基本です。

○委員（４番）

新規を受けてから５年間。

○事務局

認定を受けるときに今後５年間の計画を作っていただくという形になってます。

○委員（４番）

はい。

○議長

それは、途中で本人がせらっしゃれん限りはそのままたい。

○事務局

そうです。その５年間は基本的に有効です。１回目の５年間は計画だけなので計画倒れしても一応出来ます。２回目からはそれが現実性が本当にあるのかどうかっていうのはより厳しく見られることになろうかと思えます。

○議長

なら・・・したっちゃよかわけたい。

○事務局

まあ、現時点がどうかよりも５年後の計画が本当に出来そうか難しそうかというところが一番、だから認定農家というのは、あの、農業を担っていく意欲があるのかどうかっていうのが一番のところだろうと思えます。もう自分はいいや、じゃなくて農業を本気でしていくつもりが有るんだっていうところを計画に表していただくような制度ですね。

○議長

そりけん、・・・したっちゃよかつやろうけん。

○委員（４番）

そういう場合ですね、借入なんかの状況とか、県とか補助が出るでしょうが。（はい。）

その分の途中そういうふうな、今さっき言われたような途中でそういうようなことであれば、それは返納せんでも良いわけ。

○事務局

その使われる事業によってですね、様々だと思いますけど、大概のものは返さやんことが出てくることが多いと思います。

○委員（４番）

仮に今みたいに、自分が作らんな他の人に貸してやって、そういうような時でも借り入れは返済せんでも良いわけ。

○事務局

貸してあるのは今貸してあるんであって、認定農家になってから貸してあるわけじゃないなち思うとですよ。元タイチゴを5反作る予定だったけれども、やっぱりやめた違う人に貸す、じゃなくてもっと1町ぐらいもってあってその内の一部を貸してある訳であって、この5反分は確保してあると思うんで。菊だけでも元々それなりの面積してあったところなので。施設園芸、施設を持ってあるから施設園芸にシフトされる、今のところ計画と違うことをやってあるのではないだろうと思います。

○委員（４番）

分かりました。

○議長

5反は1500坪やろうもん。

○事務局

この5反は敷地面積なので、作付面積ではないですね。

○委員（13番）

6反か、と嫁さんの親父さんがそこの敷地にハウスば建てて、600か700ぐらいあったけんで。多分、7～8反ぐらいあつとやなかやかと思うばってんですね。

○委員（9番）

その、再認定されたちゅうことは、最初認定した時にこの面積は、その最初認定した目標は達成したから再認定ちゅうことになるとやろ。

○事務局

あの、再認定されたというのは最初の計画を達成したかどうかではなくて、現時点である程度農業経営がちゃんと出来ているぐらいの、経営が出来ているかどうか。と、

新たな5年間でちゃんと現実性がある、本当に担い手と成りえる計画になっているかどうかというところになります。その両方で見られますね。極端な話、農業所得なので凸凹がありますけれども、再認定の年に赤字、マイナスだったとしてもですね、それがそういう時期で有りうるものあったりすれば、例えば台風でたまたま被害が出たとか、たまたま施設更新時期で大きな借入れが必要だったとか、理由があればですね、それはそれで再認定になることもあります。計画がきちんと出来ていればですね。

○委員（9番）

分かりました。

○委員（13番）

3、4年たいわんごつ農協がもう切ったけんですね。……。よう通ったねち思ったけんですね。

○議長

いいですね。

○委員（6番）

すいません、同じページのですね、4-26の____さんで、農政区が____になつとるけど、これって地区は。

○事務局

4-26、これはですね、端的に言うと農政区に入っていないところです。____農政区と作っているのはですね、それぞれの農政区に入ってるじゃない方たち。

○委員（6番）

なら、今から出てくるので____と書いてあるのはそういうことなんですね。

○事務局

そうです。これは校区ではなくて、農政区なので、はい。

○議長

他にありますか。無いようでしたら次に進みます。

次に、議案第1号、基盤法の所有権移転は3件でございます。それでは、第1項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは議案書5ページをお願い致します。

議案第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について
でございます。

第1項、所在、下妻、地目、田1筆、面積4,422㎡、渡人、福岡県農業振興推進機構、受人、みやま市の_____さん、作物はセロリ、売買価格は総額で_____円、
____さんは10月の総会で市のあっせん候補者に登録された方でございます。説明は
以上でございます。

○議長

説明が終わりました。議案第1号第1項について、質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第1号第1項について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第2項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第2項、所在、西牟田、地目、田1筆、面積3,396㎡、渡人、同じく福岡県農業振興推進機構、受人、江口の_____さん、作物は、ここでは普通作ですね、売買価格は総額で_____円、____さんは9月の総会で市のあっせん候補者に登録された方でございます。説明は以上でございます。

○議長

それでは説明は終わりました。議案第1号第2項について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第1号第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第3項ですが農業委員会会議規則第10条の規定によりまして、委員は、自己に関する事項については、議事に参与することができないこととなっております。したがって10番_____委員には退席をしていただきます。

【委員 退室】

それでは、議案第1号第3項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の6ページでございます。第3項、所在、島田、地目、田1筆、面積1,369㎡、渡人、福岡県農業振興推進機構、受人、島田の_____さん、作物は普通作、売買価格は総額で_____円、____さんも9月の総会で市のあっせん候補者に登録された方でございます。経営面積につきましては役員をされていらっしゃる法人____で担当する作付面積も含む面積となっております。また、この農地は購入後も利用権設定に依りまして法人で作付けを継続されるという計画でございます。説明は以上でございます。

○議長

それでは説明が終わりました。議案第1号第3項について、質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第1号第3項について、承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。それでは、委員の自己に関する議事が終了致しましたので、____委員の入室をお願いします。

【委員 入室】

次に、議案第2号を提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の7ページをお願い致します。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について
でございます。

利用権設定は借り人で11件でございますが、農事組合法人____の更新が含まれておりますので、届出としては24ページの74件でございます。先ず7ページに戻っていただきまして、第1項のみご説明させていただきます。権利種別、貸借権設定、第1項、所在、大字熊野、地目、畑2筆、面積計の2,329㎡、利用権は賃貸借、貸人、大字熊野の_____さん、借り人、同じく熊野の_____さん、利用目的、ぶどう、借賃は反当り_____円で、期間は約5年間とされております。続きまして集計です。議案書は25ページをお願い致します。括弧書きは中間管理事業分は今回ございません。左上の総計でございます。田70件、面積306,650.89㎡、畑4件、面積3,900㎡、合計の74件でございます。内訳でございますが、新規・再設定別では、新規が19件、再設定が55件、通年・期間借地の別では通年70件、期間借地が4件、小作料納入別では、金納が67件、物納が3件、耕起代掻3件、使用貸借1件でございます。貸借期間別でございます。2年が4件、3年が54件、4年が6件、5年が8件、そして10年が2件となっております。この期間につきましては、市の基本構想に標準を5年若しくは10年とされておりますので、期間が5年又は10年以外の方については一応理由を伺っております。今回、2年と4年につきましては他の利用権と終期を合わせるためでございます。また、3年とされております4項につきましては、今後転用を計画されているためでございますが、11項の法人____さんにつきましては、解約の理由が、今後について続けることが難しい、なかなか長期的な展望では困難かも知れないとのご意見から長くは借りれないのでちょっと3年ぐらいでと、というような理由でございました。圃場の管理する者、いわゆる受け手というのがなかなか難しい、もしくはオペレーターも含めてでしょうけどですね、そういったようなお話でございます。また、12筆134a、1町3反ぐらいもですね、農地はちょっと更新が難しいということで解約も同時にされていると、解約というか、更新をこの次されないというようなことで伺っております。またですね、状況としましては去年もしくはもう少し前に、管理機とかコンバインとかの機械設備はちょっと投資をされていらっしゃると思いますので、事務局としてはですね続けていただきたいといった意向もあってこういったような話をですね、伺ったところでございます。一旦、事務局からの説明は以上でございます。

○議 長

それでは、事務局の説明が終了致しました。只今事務局から説明がありましたが、

農事組合法人が、今後の継続を心配されているということで、事前調査の時に協議を致しました。農業委員会としても、農事組合法人の存続については重要なことですので、今回、状況などについて詳しく聞いておこうということで総会に出席をお願いしております。それでは、入室をお願いします。

【法人代表者 入室】

本日は、大変お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。皆さんにご紹介を致します。農事組合法人____の_____様です。____様におかれましては、委員からの質問がありましたらご起立していただいて、現在お答えいただける範囲で構いませんので、簡潔なご答弁をお願いを致します。それでは質問のある方どうぞお願い致します。

○委員（14番）

利用権設定の期間が3年とされておりますが、その理由が今後の法人についてご心配されていると伺っております。心配されている状況について説明をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

○申請人

はい、今の質問ですけれども、我々の法人につきましては10年目に入ったわけですが、高齡化が進み、毎年少しずつ減って、当初13人おりました。それでその中でも13軒か、その中でもご夫婦と一緒に仕事が出来たわけですが、奥様のほうがやはり軒並み体調を崩されて、男手ちゅう形になっております。67歳から88くらいまでのそういう構成になっております。そして、現在は実質働ける、機械に乗ったり運搬出来たりするのが5人と限られております。それでJA、市農政課とかに相談しまして今担い手をお願いしていると、一人でも二人でも欲しいちゅうことで、そういうところが一番のネックと。人手があればまた元の状態で農業が活性化するんじゃないかというふうには思っております。以上です。（ありがとうございました。）

○議長

他にございませんか。はいどうぞ。

○委員（15番）

お宅の経営的なもので、あの、その20何町の農地はみんなで耕してあるのか、個人個人で耕してるのかあるけどですね、で、今、もう若い人で歳は幾つぐらい、何歳ぐらいなのか聞きたいんですけど。

○申請人

あの、今5人の構成員と言いました。で、一人の方はまだ、溝口の方に勤めておられるし、夜勤等もされております。それでその方は昨年あの、法人に入らせてほしいということで快く承諾しました。で、今はそっちの方が主体になっておりますし、当法人においてその方の圃場は預かって皆でやっておるわけです。で、あとはその個人個人ですね、先祖からの持ち分と預けたいという地権者からのその抱き合わせで運用しているような次第です。

○委員（15番）

もう一つ、その中で専門的、年間を通してそこに関わってある方は何人くらいおられるんですかね。毎日のように来るような人は。

○申請人

先ほど言いましたように5人ですね。

○議長

いいですか。他にございませんか、どうぞ。

○委員（13番）

うち辺ももう30何町あるんですけど、蔵数と熊野でやっております。で熊野が実質今4人かな、で一番下がもう65でその上が68かな、でもう後は70台です。で、熊野の後継者がうちの息子が28でその上が39かな、もういっちょ上が43ぐらいですかね、ばってん熊野のこの3人はもう、うちは菊作りようるし、43のつは草花作りようるし、もう一人んとはトマト作ったりいろいろよらん野に出しようるけん、実質熊野はもう後継者がおらんごたる形になつとります。____法人にも言ようるばってん、あの百姓したっちゃよかちゅう者ば法人の中にですね、20代とかなんかを一般企業みたいに給料ば払ってからですね、あとは法人自体がもう終えるばんち話しようるばってんですね、そこんにき、____はそういうあれは考えられているのかなと思つて、お聞きしたいと思つて質問しました。

○申請人

皆さんやはり、話題の中でそういう危機感は持ち合わせておられます。それでやはりそういう機会があったら誰かおらんねとか、そういう話はされていると思います。他所で人と人との共同作業になりますし、若い世代と歳がいった世代ちゅうとなかなかギャップがあるちゅうか噛みあわないところもあると思いますし、とにかくそうい

った先細りになってます、どこもそういう事だと思いますし、やはりJAとか農政課とかですね、そういう窓口があるんでそこにやっとたどり着いたちゅうか、今からちゅうところですね。___の場合は。

○委員(13番)

ありがとうございました。

○議長

他にございませんか。(すいません。)どうぞ。

○委員(12番)

経営規模が23haぐらいと聞きましたんで、5人の構成員は常時栽培に関与されるということですかね。(そういうことです。)5人の構成員やったら23町ぐらいは十分まかなっていかんですかね、厳しいですか年齢的に80何歳とかいらっしゃるとやっぱ厳しいって事ですかね。

○申請人

あの、1人の方が認定農業者ちゅう形で20町歩ぐらい扱っているわけですね。で、その方がやはりダウンしたりとかですね、もう80歳近くなられますので、ダウンしたりしたときにそのしわ寄せちゅうか、その4人なら4人でやらないかんとか、そういう話も時たましてますけども、まあ今は何とか回しているというところです。ただ先がちょっと心配だと、あまりにもバラツキがあるんでですね。

○議長

他に何かございませんか。・・農業機械とか倉庫とかいろいろ、持ってあると思うんですけど、その何か導入状況について。

○申請人

はい、当初あの、設立当初造っていただいた農業倉庫はやはり年々農機具が増えまして、従来からもっていたやつも併せましてこれは入らないというところで、空き家の倉庫を2つ借っております。で、第2倉庫、第3倉庫という名目で機種に応じて使いやすいような形でそこに収納して、季節に1回しか使えないようなやつとか、そういうやつを整理整頓して今運用しているような次第です。

○議長

はい、どうぞ。

○委員(10番)

実は私も____の____、この前まで代表してましたが、私んとこの場合は自宅から勤めてある人、その人達にも大いに参加してもらって、そしてやっぱ、土曜・日曜朝でも夕方でもですね農業に取り組んでもらってます。実際残ってるのは6名7名程度ですけど、どうにかこうにかですね、皆さんに言っているのはやはりその、百姓ちゅうとは、言葉はあれですけど、死ぬまで百姓せないかんですよと、自分の田んぼは自分で守るといふ気持ちを持っとかんといかんですよという、そういう指導でずっと来ます。で、どうにか____の場合はもってますかなちゅうところです。で、あの____さんもお勤めしてあるとこでそういう人たちにもやはり土曜日曜でも帰ってきてからでも、されるような人がおられるんじゃないかなと思ってますけどどうですかね。

○申請人

はい、あのその方は、1人だけは勤めされてますけども12時間勤務ちゅうことですね、なかなかやっぱしそこ1、2時間でもやれば良い方かなと。この前も麦まきの時に雨ちゅう時にも、もう寝らんで朝8時ぐらいに帰ってきて、段取りして10時からまいて雨前に寝たというふうなことも聞いてますし、ちょっと大変だなというふうには思っております。

○委員(10番)

あの、実質ですね、____の場合は定年退職したら必ず従事してもらう、・・まあそういうやり方もあるんじゃないかなと。

○議長

はいどうぞ。

○委員(3番)

この問題はですね、あの、私____なんですけど、____は何とかまわってるんですけど、ちょっと他所の法人の話聞いたら似たり寄ったりのところがあるんですよ。だから____さんだけの問題やないんですねこれ、後1、2年で崩壊するよちゅうところもあるんですね、聞く話。ということは、この問題ちゅうのは、市とかJAとかが組み込んでいかんと解決せん問題やないかなと思いますね。合併するとかですね。富久で言うたらですね富久が45町ぐらいあるんですけど、私んとこも常時出られるちゅうたら5名ですね、で6名は必ず要るんですよ、ブームとかするとき。後1人んとこで足らん足らん言うて電話かけまくってするのが実情です。ただですね、先ほど____さんも言われたように、サラリーマンがおるんですよ、そういう人は土曜・日曜とか日曜

だけとか水曜が休みとか必ず分ってますのでですね、必ず出てもらうごとして覚えてもらってます。田植え出る、ブーム出るですね。したらですね、15人ぐらいは居るんですよ、こう当てはめたらですね、常時出るとは5人で何時でも空いた時は出るよちゅうのは併せたら15人ぐらいあって、そうしたらですねそういうのを組み立てていったら後10年ぐらいは____でいったら安泰やな、但し育てないかんと思います、____さんと一緒にですね。出てくれて、そんなとき出たときですね、ちょっと乗せるとかですねいろんな事させて覚えさせて、で何時辞めるのとかですね全部情報握ってます。会社、後2年とか3年とかですね。それで心待ちしとるんですけどね。どこでもそういう状況やと思います。____が良いほうだと思ってます、自分でですね後10年ぐらい大丈夫やから。という実態でどこも一緒です。

○議長

他にございませんか。

○委員(12番)

すみません、究極は土地利用型で生活できる人を育てていかないかんと思うんですよ。もう、やっぱり今施設園芸をしてオペレーターに出ているとかそんな感じになってますけど、究極的には米麦大豆で生活できている人を1人でも2人でも育てていけばその人は大体1人10町ぐらいは專業やったら出来ると思うんですよ、それやったら2人か3人で十分まかなうと思いますので、そこら辺を強くしていくとか、推進していくとか。今割とみんな施設園芸に走ってますが、十分米麦大豆で生活できるよってことを育てていくっていうのが一番解決方法じゃないかなと。退職者を待たなくてもこりゃ、せらっしゃれん人も多かけんですね。なら65まで働いて、そこまでせんでもいいやろうちいう意見の方も結構いらっしゃいますので。

○委員(3番)

居りますけどね、そりゃものの言い方であってですね。その地区のためにね、あんたどう考えとるのちずっと言うてったらですね、案外こう、してくれるもんですよ。最初から何も言わんやったら親がかわいがって何もさせんとですよ、大体が。そこからですよ問題は。

○議長

他にございませんか。はいどうぞ。

○委員(15番)

先ほど____委員の方から言われたように、私もそこనికి考えますけど、やはり私も8町9町ぐらいしてるんですけど、もうほとんど1人でやっています。これの人数でいくと20町ちゅうとやっぱ2人、2人でなからんとそれなりの収益があがらないと思うんですよね。けんで先々はそのような経営体で考えられた方がいいと思います。とにかく人口も減るし農業する人も減ってくるし、そこనికిはやっぱり、その辺の段取りは徐々につけていった方がいいかなと私は思っていますね。

○議長

他にございませんか。ないですね。今いろいろ意見がございましたように役員さん達だけでなく全体で話し合いをされて、今後とも前向きにご検討をよろしくお願いしたいと思います。それでは、大変お忙しい中に____様にはご出席いただきましてありがとうございます。ここで退席していただきます。大変お忙しい中ありがとうございます。

【法人代表者 退室】

それではあらためまして、議案第2号について、質問、ご意見のある方はどうぞお願いを致します。どうぞ。

○委員(9番)

9ページの5項で金額とか書いてない。米反当何キロとか。(利用目的)

○事務局

これは使用貸借なので耕起とか米30キロとか金額とかが入っていないという状況です。

○委員(9番)

すいませんでした。

○議長

いいですか。(はい。)他にございませんか。

【質問なし】

それでは、質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第2号について、承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に議案第3号、農地法3条でございます。本日の案件は11件でございます。そ

れでは、第1項について提案を致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは議案書の26ページをお願い致します。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約、売買、所在、前津、地目、畑2筆、面積合計261㎡、渡人、大字前津の_____さん、受人、同じく前津の_____さん、申請事由は渡人の離農のために売買されるものでございまして、売買価格は総額の_____円でございます。作物は梨を計画されております。事務局からの説明は以上でございます。

○議長

それでは第1項について担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただいま事務局の説明のとおりであります。審議の方よろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。第1項について許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第2項から第6項については関連致しますので一括して提案し、それぞれに裁決を取りたいと思います。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは第2項、契約、売買、所在、富重及び若菜、地目、畑5筆、面積合計で3,586㎡、渡人、大字富重の_____さん、受人は大字山ノ井の_____さん、申請理由は渡人の希望で、イチゴの農地以外を処分される計画でございます。売買価格は総額の_____円でございまして、10a当り_____万円でございます。

続きまして、第3項、契約、売買、所在、富重、地目、畑1筆、面積685㎡、渡人、大字富重の_____さん、受人は同じく山ノ井の_____さん、申請理由は渡人の希

望で、入院に伴って離農されるということで伺っております。売買価格は総額の____
____円でございます、10a 当りになおしますと反約____万円という金額でございます。

続きまして第4項、契約、売買、所在、富重、地目、畑1筆、面積1,129㎡、渡人、
大字富重の____さん、受人は同じく山ノ井の____さん、申請理由は渡人の希
望で、田は法人に貸してありますけれども畑は借手が無いということからですね、今
回の売買となったものでございます。売買価格は総額の約____円、こちら反当り
になおしますと____万円でございます。

続きまして、第5項、契約、売買、所在、若菜、地目、畑1筆、面積1,196㎡、渡
人、大字富重の____さん、受人は同じく山ノ井の____さん、申請理由は渡人
の希望で、この方も入院に伴っての離農でございます、売買価格は総額で____円、
こちら反当りになおしますと約____万円でございます。

続きまして、第6項、契約、売買、所在、若菜、地目、畑1筆、面積506㎡、渡人、
富重の____さん、受人は同じく山ノ井の____さん、申請理由は渡人の希望で、
売買価格は総額の____円でございます。こちらの方、10a 当りになおしますと
____円、約____万円でございます。価格について相当の差がございますけれども、
それぞれの農地の条件の違いということで伺っておるところでございます。事務局か
らの説明は以上でございます。

○議 長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただいま事務局より説明どおりでございます。えっと、2項、3項、4項が隣接し
てもう耕作放棄地に登録されているような土地だと思います。もう作り手も、作り手
は居ただけど放棄されたような土地でしたのでこれを機に何か処分されていると聞
いております。それと、あと6項目が一際値段高くなっておりますけどやっぱ、周り
がもう住宅地が変わっているところで見越してからの売り手の値段の交渉であ
ったと聞いておりますのでご理解下さい。以上です。審議の方よろしくをお願いします。

○議 長

説明が終わりました。それでは第2項から第6項について質問のある方はどうぞお
願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので順に採決をとります。先ず、議案第3号第2項について、許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、第3項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することに致します。次に、第4項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することに致します。次に、第5項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することに致します。次に、第6項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することに致します。次に、第7項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第7項、契約、贈与、所在、蔵数、地目、畑1筆、面積363㎡、渡人、奈良県の_____さん、受人、蔵数の_____さん、申請事由は兄弟間の贈与で、作物は露地野菜を計画されていらっしゃいます。あの耕作の面積でございますけれども、面積不足と通常やったら判断される場所ですけれども、ご兄弟でそもそも相続されたときに遠方にいらっしゃるからですね、農地自体は同一経営ということで管理を今までされてあったものですから、その同一経営体の中でのですね、所有権移転というように取り扱いをさせていただいております。事務局からの説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

兄弟間の贈与というようなことで聞いております。元々がそういう、今事務局から説明のあったとおりでございますので、ご審議方よろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりました。第7項について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第7項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することに致します。次に、第8項と第9項については関連致しますので一括して提案し、それぞれに裁決を取ります。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは28ページの第8項でございます。契約、売買、所在、志、地目、田1筆、面積337㎡、渡人、久留米市の_____さん、受人尾島の_____さん、申請理由は渡人の離農のためでございます。売買価格は総額の_____円でございます。

続きまして、第9項、契約、売買、所在、志、地目、畑1筆、面積247㎡、渡人、長崎県大村市の_____さん、受人は尾島の_____さん、申請理由は渡人の離農のためでございます、売買価格は総額で_____円とされてございます。2件とも受人の耕作する農地と隣接しているところでございます、そういったところから売買されることとなったものです。事務局からの説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

8項9項につきまして、事務局の説明のとおりでございます。審議の方よろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりました。第8項及び第9項について質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので順に採決をとります。

先ず、第8項について、許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することに致します。

次に、第9項について、許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することに致します。次に、第10項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第10項、契約、贈与、所在、古島、地目、田3筆、畑1筆、面積計の12,264㎡、渡人、大字古島の_____さん、受人、同じく古島の_____さん、申請事由は親子間の贈与でございまして作物は水稻及び野菜でございます。田につきましては贈与後も農事組合法人____への利用権設定されて利用される計画となっております。事務局からの説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただいま事務局の説明のとおりでございます。皆さん方のご審議よろしくお願い致します。

○議長

それでは説明が終了致しました。第10項について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第10項について、許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することに致します。次に、第11項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第11項、契約、売買、所在、若菜、地目、田1筆、面積371㎡、渡人、小郡市の

_____さん、受人、若菜の_____さん、申請事由は渡人の希望でございまして作物はイチゴ、売買価格は総額の_____円でございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

_____さんっていうのが小郡に住んであってですね、もう実家に帰って来んからですね、誰か買ってほしいってことで、この田のですね、横に住んである_____さんにこの後売買契約をする予定であります。

○議 長

説明が終わりました。第11項について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第11項について、許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、議案第4号、農地法第5条の転用でございますが、本日の案件は2件でございます。それでは、第1項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書29ページをご覧ください。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について です。

第1項、契約、売買、所在、長浜、地目、田、2筆、面積合計の171.06㎡、渡人は筑後市新溝の_____さん、受人は八女市高塚の_____さん、申請事由は貸資材置場となっています。場所の確認をお願いします。地図の2ページをご覧ください。(地図により位置説明) こちらの農地区分はですね、10ha未満の農地で第2種農地、現在ですね貸資材置場の拡張ということで右側に矢印でしておりますが、平成16年6月に許可の分からの敷地拡張ということでございます。こちらと同じく_____氏が転用されておりますね、自身が代表取締役をされている_____さんの資材置場というと

ころになります。土地の総額は_____円、坪単価の約_____円、説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今の事務局の説明どおりでございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長

それでは第1項について質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第4号第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に第2項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第2項、契約、売買、所在、前津、地目、樹園地10筆、面積合計の7,644㎡、渡人は筑後市前津の_____さん、同じく前津の_____さん、同じく前津の_____さん、受人は福岡市博多区の_____株式会社代表取締役の_____さん、申請事由は自動車整備工場及び販売車両展示場となっています。場所の確認をお願いします。地図の3ページをご覧ください。(地図により位置説明)市役所から半径1kmまでの距離にある農地で宅地化率が40%以上ある場合はですね2種農地となります。こちらの農地はですね、令和3年12月27日に農振除外が完了しており、国道442号線沿線でいわゆる沿道サービスで許可可能というところになっております。地図のですね農地の中央部分に東西に水路が走っておりますが、_____さんのところから歩道がつながっております、こちらのほうセットバック予定でございます。面積が3,000㎡以上になるためですね、開発の許可と同時許可になり本庁案件でございます。(現店舗の場所説明)こちらの方がちょっと狭くなったということで移転されるというところでございます。土地の総額ですけれども_____円、坪単価の約_____円となっております。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今事務局の説明どおりであります。地図は3ページに付いております。ご審議のほうお願い致します。一つ、歩道ってこれ連結しないんですかね、その、この地図で見ると水路の部分で分断されて、上の点線で繋がってたのが水路のところで歩道が分断される計画なんかと今ちょっと思っ。

○議 長

繋がらんちゅうこと。道路がつながらんち言いよつとやろ。

○事務局

ここ水路。

○担当委員

水路じゃなくて、農道が前あったんですよ、_____の中にあつたのが_____が一番外に多分付け替えてるんですよ。それで上から下まで、道路から道路まで繋がるはずだったのがこの計画図でみると、計画図じゃないけど図面で見ると繋がらないのは。

○事務局

すいません。この地図の、私の線の引き間違いでございまして、ここまできちんと繋がります。

○担当委員

分かりました。審議の方よろしくをお願いします。

○議 長

それでは説明が終了しました。第2項について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

無いですね、それでは質問もないようでございますので採決をとります。

議案第4号第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

本日の案件は、これですべて終了致しました。

これをもちまして第30回農業委員会を閉会致します。

午後3時13分 閉会